本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴会社の昭和三〇年八月二〇日の臨時株主総会におけるA、B、Cを取締役に、Dを監査役に各選任する旨の決議を取消 す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴 代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、

控訴代理人において、

控訴人は被控訴会社の取締役を辞任したとの事実を否認するものである 、仮に、辞任したものとしても、当時被控訴会社の取締役は、A、B、控訴人の 三名であつたから、控訴人の辞任により法律所定の取締役の員数を缺くこととな り、商法第二五八条第一項に従つて、控訴人は後任取締役の就任するまで取締役としての権利義務を有するものであり、後任取締役の選任手続が本件臨時株主総会の 決議によつてなされたものであるから、控訴人は右決議取消の訴を提起し得るもの である。

本件株主総会決議の取消原因について次のとおり主張する。すなわち 被控訴会社の株主である控訴人及び訴外E、F、Gに対して、本件臨時株主総会 の招集通知がなく、右四名は右総会に出席しなかつた。従つて、右総会の招集手続 に違法があるから、その総会における決議は取消されるべきである。

に選ぶがあるから、その心会におけるの職は私行とがもってものも。 右のうち控訴人に対し招集通知がなかつたことは第一審以来主張して来たところ であり、その他の株主である前記三名に対する招集通知のなかつたことは、当審に 至り新たに追加したものであるが、本来本訴は、株主総会決議の取消原因として、 招集通知が一部の株主になかつたことを理由とするものであるから、右三名の株主 に対しても招集通知がなかつたことを追加主張しても、訴の変更とならないのは勿 論、これにより著しく訴訟手続を遅滞せしめるものでもない。

なお原審で主張した右総会を招集するための取締役会について、その招集通知が 控訴人になかつたとの点は、これを撤回する。

と述べ。

被控訴代理人において、

- 控訴人は、昭和二七年八月五日被控訴会社の取締役に就任したが、昭和二 九年一二月三〇日辞任し、昭和三〇年八月四日その登記がなされたものである。控 訴人の右辞任当時、A、B、控訴人の三名が被控訴会社の取締役であつたこと、及 び控訴人の後任取締役を選任する株主総会が本件臨時株主総会であつたことは認め
- 二、 控訴人主張の訴外E、F、Gの三名が被控訴会社の株主であることはこれを認めるが、右三名に対し、被控訴会社は適法に本件臨時株主総会招集の通知を発 したものである。かりに右通知がなかつたとしても、決議取消の訴を提起すべき期間経過後に、右事由を取消原因として追加することは許さるべきではない。

と述べた外、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。 当事者双方の提出援用する証拠及びこれに対する認否は、控訴代理人において、 当審における証人G及び控訴人本人の各供述を援用し、被控訴代理人において、 審における被控訴会社代表者Aの本人尋問の結果を援用した外、原判決の事実摘示 に記載されているとおりであるから、これを引用する。

由

被控訴会社が一般乗用旅客自動車運送事業を主たる目的として、昭和二七 年八月五日設立された資本金一、〇〇〇万円、発行済株式の総数二万株(一株の金額五〇〇円)の株式会社であること、及び被控訴会社が、昭和三〇年八月二〇日午 前十時東京都荒川区a町b丁目c番地の被控訴会社本店において臨時株主総会を開催し、A、B、Cを取締役に、Dを監査役に各選任する旨の決議がなされたとして、昭和三〇年九月一六日その旨の登記を了したことは当事者間に争がない。

控訴人は、右株主総会の決議の取消を求めるので、まず、控訴人が被控訴 会社の株主であり、また取締役であるかどうかについて考える。

成立に争のない乙第二号証の一ないし三、原審証人H、Bの各証言、原審並びに 当審における被控訴会社代表者A本人尋問の結果を綜合すれば、被控訴会社は、控 訴人の妻の妹であるAが代表取締役となつて発足し、控訴人も設立以来の取締役で あるとともに二八〇株の株主であつた、同会社は営業振わず、昭和二九年六月頃に は負債の額が金二、六〇〇万円位に達して遂に不渡手形を出すに至り、同年一二月末控訴人はAとの意見の相違等から会社から退くこととなり、その所有株式全部をAに譲渡するとともに取締役を辞任し、その代償として会社より時価約六〇万円の自動車(一九五四年型ルノー)一台の交付を受けたことが認められる。原審並びに当審における控訴人本人の尋問の結果中右認定に反する部分は信用することができないし、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。

でいし、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。 三、 右認定のとおり、控訴人は、昭和二九年一二月末被控訴会社の全株式を譲渡し、また取締役を辞任したのであるから、以後被控訴会社の株主ではなく、取締役でもないわけであるが、当時被控訴会社の取締役はA、B及び控訴人の三名のみであつたことは、当事者間に争のないところであるから、控訴人の辞任により法律所定の取締役の員数を缺く結果となり、従つて、控訴人は商法第二五八条第一項により新たに選任された取締役の就任するまで依然取締役としての権利義務を有するよととなる。而して、その後任取締役選任の決議が本件臨時株主総会によつてなされたものであることは、当事者間に争がない。

ところで、右のように商法第二五八条第一項によつて取締役としての権利義務を有する控訴人が、その後任者を選任した本件株主総会の決議に瑕疵ある場合に、その瑕疵を争うことができるかどうかが問題となる。後任者選任の決議はその取消判決が確定するまでは有効であるから、右決議がなされたことにより、控訴人の取締役としての権利義務は消滅し、控訴人はもはや被控訴会社の取締役として右決議の取消を求めることはできないとする見解がある。しかしこの見解に従うときは、当該決議に瑕疵があつても、右決議によつて選任された取締役が決議取消の訴を提起しないかぎり、決議の瑕疵はついに争われることなくして終るおそれがある。

はないがずり、決議の瑕疵になっている。 はないかずり、決議の瑕疵により自己の取締できる。 はないがであるから、決議の取消により自己の取締である地との 大に選任された取締役は、決議の取消によりの取消による。 大きらくしないであるう。反対に控訴人の如き前取締役は、決議の取消による も利害関係としての権利義務を回復するのであるから、決議の取消にする も利害関係と関心とを有するものであるり、から、決議の取消にする も利を認めることを有するものである。 も利を認めることを有するものである。 は、の運営を監督させより、取締役をうき機にいる を関切によるものとは、の場合とないの場合とないるとない。 は、の運営を監督させようとする法の であるというできるものというできるものというできるものと できるものと解するを有する者〈/要旨第一〉をも包含 である者は後任取締役の選任を内容とする 本格との。 できるものと解するを相当とする。

求めることができるものと解するを相当とする。 四、よつて進んで、本件株主総会の招集手続に控訴人主張の如き違法があるか どうかを考える。 被控訴会社が控訴人に対し本件臨時株主総会招集の通知をしな かつたことは、被控訴人の争わないところである。しかし、右総会当時控訴人が既 に株主でなかつたことは、さきに認定したとおりであるから、控訴人に総会招集の 通知をしなかつたことは何等違法ではなく、これを理由として本件決議の取消を求 める控訴人の本訴は失当である。

訴請求は失当である。 五、 以上の理由により、本件株主総会決議の取消を求める控訴人の本訴はこれ を棄却すべきであり、これと同趣旨の原判決は相当で、本件控訴は理由がないか ら、民事訴訟法第三八四条、第八九条、第九五条に則り、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 角村克己 裁判官 菊池庚子三 裁判官 土肥原光圀)